民生環境協議会協議事項

日時 令和6年7月19日(金) 午前10時 場所 第三委員会室

- 所管事項の報告について
 - 1 八戸市がん検診初回精密検査費助成事業について
 - 2 いのち支える八戸市自殺対策計画(第2期)について
 - 3 令和5年度大気環境測定結果について
 - 4 令和5年度ダイオキシン類濃度測定結果について

八戸市がん検診初回精密検査費助成事業について

1 事業目的

県が実施する青森県がん検診初回精密検査費助成事業に対応する事業として当 市が実施するもので、市が実施するがん検診を受診し、精密検査が必要と判定さ れた者が精密検査を受診した場合の検査費用の一部を助成することで、精密検査 受診率の向上及びがんの早期発見・早期治療を促進し、がんによる死亡者を減少 させることを目的とするもの。

2 概要

- (1) 事業開始日 令和6年7月1日
- (2) 助成対象検診

令和6年4月1日以降に、がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針に 規定されている胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診を受診し、要 精密検査の判定により受診する精密検査

- (3) 助成対象者及び助成金額
 - ○助成対象者

市が実施するがん検診対象者

- 国保加入者
- ・年金3号被保険者:厚生年金に加入している者に扶養されている20歳~59歳未満の配偶者(年収が130万円未満であり、かつ配偶者の年収の2分の1未満の者) 等
- ○対象年齢及び助成金額

| がんの種類 | 対象年齢 | 助成額 |
|-------|-----------|---------|
| 胃がん | | 5,000円 |
| 大腸がん | 40 · C0 告 | 6,000 円 |
| 肺がん | 40~69 歳 | 6,000円 |
| 乳がん | | 4,000 円 |
| 子宮頸がん | 20~69 歳 | 3,000 円 |

※償還払い方式

3 予算額(令和6年6月補正)

歳入:3,000 千円(青森県がん検診初回精密検査費助成事業費補助金)

歳出:6,102 千円(約1,200 人を想定)

4 周知·広報

- ・要精密検査になった者には健診センターからの結果通知に案内と申請書を同封
- ・4/1~6/30 までに要精密検査になった者には市から案内と申請書を送付
- ・八戸市健診センター及び八戸市医師会へ事業案内送付
- 市 HP 及び広報 8 月号 (7/20 発行) に掲載予定

民生環境協議会資料 令和6年7月19日 こども健康部保健予防課

いのち支える八戸市自殺対策計画(第2期)について

1. 第2期計画の趣旨

平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県 自殺対策計画並びに地域の実情を勘案し、市町村自殺対策計画を策定することが義 務付けられた。令和元年11月に「いのち支える八戸市自殺対策計画」(以下「現行計 画)という。)を策定している。「現行計画」の計画期間は令和元年度から6年度まで と終期を迎えることに加え、令和4年度に示された新たな「自殺総合対策大綱」を踏 まえ、令和7年度からの第2期計画を今年度中に策定する。

国の大綱、県の計画を勘案 【現行計画】 基本施策 【大綱で位置づける新たな施策】 ①地域におけるネットワークの強化 ① 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化 八戸市の ②自殺対策を支える人材の育成 ② 女性に対する支援の強化 「いのち支える ③市民への啓発と周知 ③ 地域自殺対策の取組強化 八戸市自殺 ④生きることの促進要因への支援 ④ 総合的な自殺対策の更なる推進・強化 対策計画」 ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育 (第2期計画) 重点施策 ①高齢者対策 ②生活困窮者対策 【いのち支える青森県自殺対策計画(第2期)】 ③勤務·経営対策

2. スケジュール

令和6年 7月 自殺対策庁内検討会議①・自殺対策ネットワーク会議① 自殺の現状と課題を共有し、基本方針について検討する

> 8月 自殺対策推進本部① 自殺対策庁内検討会議及び自殺対策ネットワーク会議での検討 を踏まえ、基本方針を決定する

11月 自殺対策庁内検討会議②・自殺対策ネットワーク会議② 素案について検討する

12月 自殺対策推進本部② 素案内容を報告し、原案として決定する

令和7年 1月 パブリックコメント 原案について意見を聴取する

> 2月 自殺対策庁内検討会議③・自殺対策ネットワーク会議③ パブリックコメントへの対応状況を報告し、最終案について 検討する

3月 自殺対策推進本部③ 最終案について報告し、計画を決定する

令和5年度大気環境測定結果について

大気汚染防止法第22条に基づき、市内の大気環境を常時監視するものである。

1 大気汚染常時監視 (テレメータシステム)

一般環境大気測定局4局(八戸小学校・八戸特別地域気象観測所・根岸小学校・桔梗野小学校)、自動車排出ガス測定局1局(六日町)において測定を実施した。(資料-1)環境基準が定められている6物質のうち、光化学オキシダント(八戸小学校測定局)を除き環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、昼間の1時間値の最高が 0.072ppm と環境基準値の 0.06ppm を超過した。(資料-2)

2 有害大気汚染物質モニタリング調査

八戸小学校1地点において測定を実施した。

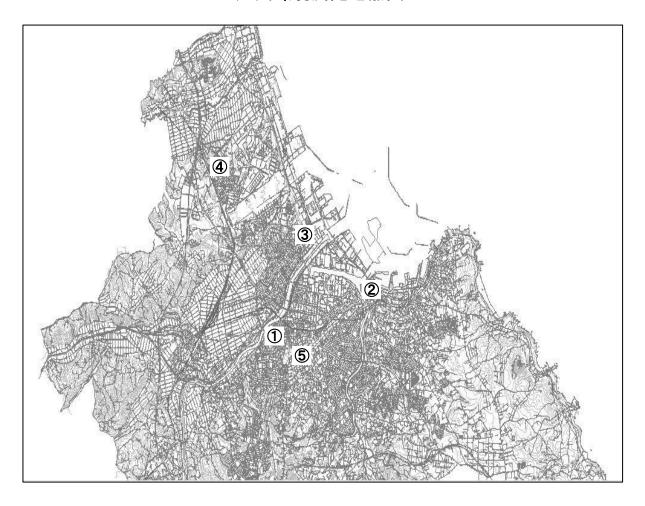
環境基準が定められている4物質について、すべて環境基準を達成した。また、指針値が設定されている9物質について、すべて指針値を下回った。(資料-3)

3 大気環境中における重金属類調査 (ニッケル化合物)

本調査は重金属類の大気中濃度を詳細に把握することを目的として、八戸小学校及び 根岸小学校の2地点において測定を実施した。

測定結果について、2地点とも指針値を下回った。(資料-3)

大気環境測定地点図



- ①八戸小学校 ②八戸特別地域気象観測所
- ③根岸小学校

- ④桔梗野小学校 ⑤六日町

令和5年度大気汚染常時監視結果

1. 二酸化硫黄

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値 (年間) | 1 時間値の 最高値 | 日平均値の 年間 2 %除外値 | 短期的評価 | 長期的評価 |
|-------|-----------------|--------------|---------------|--------------------|-----------|-----------|
| | | (ppm) | (ppm) | (ppm) | 適(○)、否(×) | 適(○)、否(×) |
| | 八戸小学校 | 0.001 | 0.013 | 0.002 | 0 | 0 |
| 一般環境 | 八戸特別地域 気象観測所 | 0.001 | 0.017 | 0.002 | 0 | 0 |
| 大気測定局 | 根岸小学校 | 0.001 | 0.031 | 0.004 | 0 | 0 |
| | 桔梗野小学校 | 0.001 | 0.012 | 0.002 | 0 | 0 |

- (注) 1 短期的評価による適(〇)は、すべての有効測定日(欠測が 4 時間以内であること。)において、日平均値が 0.04ppm以下であり、かつ、すべての測定時間において 1 時間値が 0.1ppm以下である場合。
 - 2 長期的評価による適 (○) は、日平均値の上位 2 %除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が 2 日以上連続しない場合。

2. 二酸化窒素

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値の 年間98%値 | 環境基準 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------|
| | | (ppm) | 適(○)、否(×) |
| | 八戸小学校 | 0.015 | 0 |
| 一般環境 | 八戸特別地域 気象観測所 | 0. 015 | 0 |
| 大気測定局 | 根岸小学校 | 0.013 | 0 |
| | 桔梗野小学校 | 0.010 | 0 |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 0. 021 | 0 |

(注) 1 環境基準の適 (○) は、1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合。

3. 浮遊粒子状物質

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値 (年間) | 1 時間値の 最高値 | 日平均値の 年間 2 %除外値 | 短期的評価 | 長期的評価 |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|--------------------|-----------|-----------|
| | | (mg/m^3) | (mg/m^3) | (mg/m^3) | 適(○)、否(×) | 適(○)、否(×) |
| | 八戸小学校 | 0.007 | 0.129 | 0.029 | 0 | 0 |
| 一般環境 | 八戸特別地域 気象観測所 | 0.011 | 0.196 | 0.031 | 0 | 0 |
| 大気測定局 | 根岸小学校 | 0.011 | 0.115 | 0.030 | 0 | 0 |
| | 桔梗野小学校 | 0.010 | 0.176 | 0. 032 | 0 | 0 |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六目町 | 0.010 | 0.115 | 0.030 | 0 | 0 |

- (注) 1 短期的評価による適(〇)は、すべての有効測定日(欠測が 4 時間以内であること。)において、 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、すべての測定時間において 1 時間値が 0.20mg/m^3 以下である場合。
 - 2 長期的評価による適 (○) は、日平均値の上位 2 %除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が 2 日以上連続しない場合。

4. 微小粒子状物質

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値の 年間98%値 | 年平均値 | 短期的評価 | 長期的評価 |
|----------------|-------|-----------------|---------------|-----------|-----------|
| | | $(\mu g/m^3)$ | $(\mu g/m^3)$ | 適(○)、否(×) | 適(○)、否(×) |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | 19.3 | 7. 3 | 0 | 0 |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 20. 9 | 7. 9 | 0 | 0 |

- (注) 1 短期基準に関する評価による適(\bigcirc)は、測定結果の年間98パーセンタイル値が35 μ g/m³以下である場合。
 - 2 長期基準に関する評価による適(○)は、測定結果の年平均値が15µg/m³以下である場合。
- ※ 機器故障により有効測定日が250日に満たないため評価の対象としない。() 内の数値は参考値。

5. 一酸化炭素

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値 (年間) | 8時間平均値が 20ppmを超えた回数 | 日平均値の 年間2%除外値 | 短期的評価 | 長期的評価 |
|----------------|------|--------------|------------------------|------------------|-----------|-----------|
| | | (ppm) | (回) | (ppm) | 適(○)、否(×) | 適(○)、否(×) |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 0. 4 | 0 | 0.4 | 0 | 0 |

- (注) 1 短期的評価による適(〇)は、すべての有効測定日(欠測が 4 時間以内であること。)において、日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下である場合。
 - 2 長期的評価による適(〇)は、日平均値の上位 2 %除外値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が 2 日以上連続しない場合。

6. 光化学オキシダント

| 測定局区分 | 測定局名 | 昼間の1時間値 の最高値 | 環境基準 | |
|---------------|-------|-----------------|-----------|--|
| | | (ppm) | 適(○)、否(×) | |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | 0.072 | × | |

- (注) 1 環境基準の適(○)は、1時間値の最高値が0.06ppm以下である場合。
 - 2「昼間」とは、5時から20時までの時間。

〈参考〉非メタン炭化水素

| (2 3/ /// | 7 · // (// // // | | |
|----------------|----------------------------|---------------------|--|
| 測定局区分 | 測定局名 | 6~9時におけ る平均値(年間) | |
| | | (ppmC) | |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | 0. 10 | |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 0. 11 | |

(注) 1 環境省の指針として光化学オキシダントの生成に関係があるとされる非メタン炭化水素 (NMHC) について、午前6時から午前9時までの3時間の平均値0.20~0.31ppmCが示されている。

令和5年度 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

測定局:八戸小学校

| 調査対象物質 | 年平均値 | 環境基準 | 単位 |
|--------------|--------|---------|---------------------|
| ベンゼン | 0.57 | 3以下 | |
| トリクロロエチレン | 0.012 | 130以下 | |
| テトラクロロエチレン | 0.022 | 200以下 | |
| ジクロロメタン | 0.48 | 150以下 | |
| アクリロニトリル | 0.021 | (2以下) | |
| 塩化ビニルモノマー | 0.0058 | (10以下) | , 3 |
| クロロホルム | 0. 14 | (18以下) | $\mu \; { m g/m}^3$ |
| 1,2-ジクロロエタン | 0. 13 | (1.6以下) | |
| 1,3-ブタジエン | 0.028 | (2.5以下) | |
| アセトアルデヒド | 0.92 | _ | |
| 酸化エチレン | 0.034 | _ | |
| ホルムアルデヒド | 1.7 | _ | |
| 水銀及びその化合物 | 2.0 | (40以下) | |
| ニッケル化合物 | 4. 7 | (25以下) | |
| ヒ素及びその化合物 | 0.94 | (6以下) | |
| マンガン及びその化合物 | 46 | (140以下) | |
| 塩化メチル | 1.3 | _ | ${\rm ng/m}^3$ |
| クロム及びその化合物 | 18 | _ | |
| トルエン | 1.0 | _ | |
| ベリリウム及びその化合物 | 0.022 | _ | |
| ベンゾ[a]ピレン | 0.10 | _ | |

()内の数字は指針値

令和5年度 大気中重金属類調査結果

(単位:ng/m³)

| 調査対象物質 | 根岸小学校 | 八戸小学校 | 指針値 |
|---------|-------|-------|------|
| ニッケル化合物 | 1. 4 | 1. 1 | 25以下 |

令和5年度ダイオキシン類濃度測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき市内の「大気」、「公共用水域・地下水」及び「土壌」のダイオキシン類による汚染状況を把握するため常時監視するものである。

1. 大気

市内2地点において測定を4回実施した。測定結果は両地点とも環境基準を達成した。

| 測定地点 | 測定結果(pg-TEQ/m³) | | | | | 環境基準 |
|-------|-----------------|-------|---------------------|--------|--------------|------------|
| 例足地点 | 第1回目 | 第2回目 | 第2回目 第3回目 第4回目 年平均値 | | 界児 基毕 | |
| 八戸小学校 | 0. 015 | 0.015 | 0.0056 | 0.0041 | 0.0099 | 左亚特 0 6 円子 |
| 根岸小学校 | 0. 019 | 0.015 | 0.0036 | 0.0040 | 0.010 | 年平均 0.6 以下 |

2. 公共用水域 地下水

公共用水域の水質4地点、底質1地点及び地下水1地点において測定を1回実施した。 測定結果はいずれも環境基準を達成した。

〇公共用水域

| 水域 | 測定地点 | 水質(pg-TEQ/L) | | 底質 (pg-TEQ/g) | | |
|---------|--------------|--------------|--------|---------------|----------|--|
| 水域 | 侧足地点 | 測定結果 | 環境基準 | 測定結果 | 環境基準 | |
| 新井田川 | 湊橋 | 0.030 | | _ | | |
| 世増ダム貯水池 | ダムサイト | 0.029 | 1 1717 | _ | 150 N.T. | |
| 八百节至海域 | St. 4 鮫・白銀前面 | 0.026 | 1以下 | 6.0 | 150 以下 | |
| 八戸前面海域 | St. 9 北沼前面 | 0.024 | | _ | | |

〇地下水

| 測定地点 | 測定結果(pg-TEQ/L) | 環境基準 |
|-------|----------------|------|
| 長苗代地区 | 0.046 | 1以下 |

3. 土壌

市内1地点において測定を1回実施し、環境基準を達成した。

| 測定地点 | 測定結果(pg-TEQ/g) | 環境基準 |
|------|----------------|--------|
| 湊町地区 | 1.6 | 1000以下 |

- ※ ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、 コプラナ - ポリ塩化ビフェニル(Co - PCB)の総和である。
- ※ 測定結果は毒性等量(TEQ)で示す。